

令和6年度 第2回 見附市国民健康保険運営協議会 会議録(要旨)

1. 日 時 令和7年2月14日（金）午後1時30分開始

2. 場 所 見附市保健福祉センター2F 会議室

3. 会議録署名委員の指名 1号委員 加藤委員

4. 報告事項

- ① 令和6年度 見附市国民健康保険事業経過報告
- ② 令和7年度 国民健康保険税率について
- ③ 令和7年度 国保制度の主な変更点について

5. 審議事項

- ① 令和7年度 見附市国民健康保険事業運営方針について
- ② 令和7年度 見附市国民健康保険事業特別会計予算案について

6. 出席者

1号委員	小此鬼委員、岩渕委員、小川委員、加藤委員
2号委員	山谷委員、井口委員、大原委員
3号委員	岡村委員、星野委員、田隈委員、小出委員
4号委員	植木委員、坂井委員
見附市	小此鬼課長、山田課長補佐、早川係長、野崎係長、稻見主査

7. 欠席者 山田委員（2号委員）、渡邊委員（4号委員）

8. 散会時間 午後2時15分

9. 会議概要 以下のとおり

岡村会長	只今より、令和6年度第2回見附市国民健康保険運営協議会を開催いたします。 はじめに、健康福祉課長よりご挨拶をいただきます。
小此鬼課長	皆様お疲れ様でございます。 健康福祉課長の小此鬼と申します。 今日車は停められましたでしょうか？ちょうど1歳6ヶ月健診を行っている時でして、ちょっと日程調整の必要があったのかなと思っていましたが、車は大丈夫でしたでしょうか？ まず国民健康保険の状況につきましては、後ほど担当の方から細かい説明をさせていただきますが、もうここ数年、皆様もご存知の通り、被保険者数が減少し続けている状況でございます。 令和6年度平均を見ますと、6,571人というのが今年度の見込みです。 これに対して令和7年度が平均6,253人ということで、約300人以上ま

	<p>た減るという見込みになっております。</p> <p>減るとなりますと、財政の方が大変になるのだとは思いますが、これは全国的な傾向なので致し方ないのかなと思っております。</p> <p>ただ、今国会で高額療養費の上限額の段階的な移行について様々な議論がされておるところです。上げ幅をどうするのかとか、段階をどう踏んでいくのかとか、そもそもやるのかとか、そんな辺りまで議論が進んでいるというようなことを聞いております。</p> <p>そういったことも踏まえながら、今日のお話をさせていただきますけれども、高額療養費につきましても限度額の上限アップにつきましては、現在のところやるという前提で予算を組ませていただいておりますので、その辺りご承認いただきたいと思います。</p> <p>本日は、今ほど申し上げた6年度の国民健康保険事業報告と、7年度の税率、それと来年度の予算について説明させていただきますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
岡村会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本協議会は「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、傍聴希望者がいる場合、傍聴を認めしております。本日の会議の傍聴希望者はおりませんでしたのでご報告します。</p>
岡村会長	<p>次に会議成立のご報告をいたします。</p> <p>本日の会議は、ご都合により、2号委員の山田委員、4号委員の渡邊委員が、欠席されておりますが、国保運営協議会の委員15名中、13名の出席により半数以上の出席を得ておりますので、本協議会規則第3条により会議が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、委員交代のご報告をいたします。</p> <p>4号委員の新井弘幸委員が退任され、後任の、坂井雅和委員に、交代されましたのでご報告いたします。</p> <p>坂井委員は、今回が初めてのご出席になりますので、自己紹介をお願いします。</p>
坂井委員	<p>被用者保険の代表としまして今回初めて出席させていただきます、全国健康保険協会新潟支部 坂井と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>現在、健康保険協会の立場としましては、万が一の病気や怪我の場合の保険給付だとか、また皆様の健康作り、こういったところに重点的に取り組んで進めております。今回初参加ということで不慣れなところもあるかもしれませんけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
岡村会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員には、1号委員の加藤委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。</p>

岡村会長	<p>それでは次第3の「報告」に入ります。</p> <p>「① 令和6年度 見附市国民健康保険事業経過報告」 「② 令和7年度 国民健康保険税率について」 「③ 令和7年度 国保制度の主な変更点について」 の3点について一括で事務局より説明を求めます。</p>
早川係長	<p>それでは、報告事項1番の「令和6年度 見附市国民健康保険事業経過報告」について説明します。本日お配りした、資料1をご覧ください。改めまして、このたびは資料1に誤りがあり、大変申し訳ありませんでした。</p> <p>令和6年度は3月31日までですので、確定値ではないものもありますが、今年度の主な事業の実施状況等について報告いたします。</p> <p>1番、見附市の平均被保険者数につきましては、令和5年度は6,882人、令和6年度は、12月末までの被保険者数、世帯数をもとに推計し、6,571人、311人の減となっております。</p> <p>2番、決算見込につきましては、12月末時点での執行状況に基づいた見込みとなります。</p> <p>(1) 国保税（現年分）の収納見込みですが、12月末時点での調定額に対し、収納率96.7%で令和6年度の収納見込みを計算した結果が、こちらの表のとおりです。</p> <p>合計で予算額を約2,800万円上回る結果となり、安定した国保事業を行なうための収入が確保できる見込みです。</p> <p>(2) 保険給付費ですが、療養給付費、療養費、高額療養費の令和6年度の支出見込額はこちらの表のとおりです。合計額、1人あたり給付費共に令和5年度よりも増加する見込みです。</p> <p>続きまして次のページ、3番、主な事業の実施状況について、をご覧ください。</p> <p>(1)マイナ保険証登録率・利用率について、見附市における診療月ごとのマイナ保険証登録率・利用率となっております。前回の協議会でお示しした5月診療分と、11月診療分を掲載しております。11月診療分で登録率73%、利用率38.65%となっております。</p> <p>先日、12月診療分の通知があり、登録率74.43%、利用率53.26%、全国33.6%となりました。</p> <p>(2)、特定健診、人間ドック、脳ドックの受診状況についてですが、①特定健診については、特定健診を受診しやすい日程の調整、継続的な受診周知、インターネットによる予約受付、未受診者への受診勧奨を実施し、過去最高の54.7%の受診率となりました。これは、20市中4位の受診率となっております。</p> <p>なお、特定健診受診率は、県が集計を行っており、確定値は実施翌年度の12月に通知されるため、令和6年度確定値は令和7年12月に明らかになる予定です。参考までに、令和6年度の特定健診について、見附市で把</p>

握している数値を申し上げますと、1月末時点での対象者数は5,335人、受診者数は2,625人、受診率49.2%となっております。

対象者数の抽出日や、受診者の国保資格の捉え方が県とは異なると思われますので、あくまで参考値ということでご理解ください。

②人間ドック、脳ドック受診者ですが、1月末時点の令和6年度受診者数は、これから受診する者を含め、人間ドック205人、脳ドック26人となっております。

人間ドックは今年度から長岡中央病院、立川病院、日赤病院の3病院を加えた11検診機関と契約を締結して実施しており、この3機関における受診者数は50人となっております。来年度も引き続き、この3病院を含めて契約を締結する予定です。

令和6年度 見附市国民健康保険事業経過報告は以上となります。

続きまして、報告事項2番の「令和7年度 国民健康保険税率」について説明します。資料2をご覧ください。

1番概要です。

国保財政運営の責任主体である都道府県は、医療給付費などの必要な経費に充てるため、毎年度市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収します。市町村は納付金を納められるだけの税収を確保できるよう、毎年税率を検討しています。

1月に県から国民健康保険事業費納付金の額が提示されたことを受け、被保険者数、収納率等を踏まえ試算を行った結果、税率を据え置いても必要な納付金を賄えることから、現行税率で据え置きとします。

試算の内容についてご説明いたします。

①【R7保険税率】の表をご覧ください。令和7年度の保険税率ですが、令和6年度と変わらずこちらの表の通りとなります。

②【県提示の国保税必要額】をご覧ください。1月に県から提示された国民健康保険事業費納付金を納めるために必要な国保税の金額は、こちらの表のとおり、合計5億9,100万円となっております。

この金額は、県全体の医療給付費等をもとに算出した金額を、県内市町村ごとの医療費水準や所得水準、被保険者数、世帯数、各市町村に交付される交付金等を加味し、按分して算定されたものです。

③【見附市の平均被保険者数】をご覧ください。こちらの表は、平均被保険者数と、被保険者のうち、40歳以上65歳未満の、介護保険2号被保険者に該当する者の数となっております。

令和4年度、令和5年度、令和6年度12月までの被保険者数の推移をもとに令和7年度の平均被保険者数を推計し、令和7年度は、被保険者数6,253人、うち介護保険2号被保険者数1,718人と推計されました。

2番の試算結果をご覧ください。

今ほど説明しました①の表のとおりの現行税率で、③の表の令和7年度の推計被保険者から国保税を徴収した場合に、②の表に記載された国民健康保険税の必要額を賄うことができるかどうか試算を行なった結果がこちらの表です。

試算した結果、合計で約280万円の過分が生じる結果となりました。

県の提示額と比較し、大きな過不足が生じないことから、現行税率で据え置きとして問題ないと考えられます。

次に報告事項の3番、「令和7年度 国保制度の主な変更点」について説明します。資料3をご覧ください。

1つ目ですが「国保税の賦課限度額の引き上げ」です。

賦課限度額とは保険税負担の上限額のことで、ほぼ毎年、見直しが行われております。

令和7年度は基礎課税額（医療分）の賦課限度額が現行の65万円から66万円に、後期高齢者支援金分の賦課限度額が現行の24万円から26万円に引き上げられます。この引き上げによる影響は41世帯、賦課額は61万円程度の増となる見込みです。

2つ目ですが「国民健康保険税の軽減対象となる所得の基準変更」です。

国保の制度では、税額の計算において、所得が一定額以下の世帯の均等割と平等割に対し、所得に応じ7割、5割、2割の軽減を行っておりますが、この判定の基準となる金額がほぼ毎年見直されております。

令和7年度は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗ずる金額が現行の29.5万円から30.5万円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗ずる金額が現行の54.5万円から56万円に、それぞれ引き上げられます。

この見直しにより、軽減世帯数は、64世帯の増、軽減される額は全体で75万円程度の増となる見込みです。

裏面をご覧ください。3つ目ですが「高額医療費制度における自己負担限度額の見直し」です。

高額療養費制度は、医療費の自己負担が過重なものとならないよう、月ごとの限度額を超える医療費の支払いがあった場合は、保健者がその金額を償還払いしたり、医療機関の窓口での自己負担を規定された限度額までにとどめるための現物給付を行う制度です。

直近ではH29、30年の2か年にわたり改正が行われましたが、今回は、令和7年度から9年度の3か年にわたり、段階的に行われる方針です。

最近の報道によりますと、引き上げ方針に反対の声もあり、国の今後の対応がどうなるのかわからないところもありますが、資料に記載したものは、令和7年度に見直しとなる見込みの内容です。表をご覧いただきますと、年齢が70歳未満か70歳以上かどうかや、所得の区分により、自己負

	<p>担限度額の計算方法や基準となる金額が決められております。</p> <p>令和7年度の改正では、「施行前」の欄の下線部分の金額が、右側太枠の「施行後」の欄に記載された金額のとおり引き上げとなります。</p> <p>令和8年度以降は、所得区分が細分化され、自己負担限度額が段階的に引き上げられる改正が行われます。</p> <p>令和6年11月の診療状況をもとに、1年間の影響額を試算したところ、被保険者全体の負担は754万円程度の増となる見込みです。</p> <p>国の動きについては、今後も注意深く情報収集に努めていきたいと考えます。</p> <p>報告事項については以上です。</p>
岡村会長	<p>ただいまの事務局の説明に対しご質問、ご意見のある方はお願ひします。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
岡村会長	<p>次に、次第4の審議に移ります。</p> <p>なお、審議事項の1、2は、いずれも見附市長からの諮問事項となっておりますので、審議を経て、市長へ答申することとなります。</p> <p>それでは、「①令和7年度 見附市国民健康保険事業運営方針について」事務局の説明を求めます。</p>
早川係長	<p>それでは、「令和7年度 見附市国民健康保険事業運営方針」について説明します。資料4の方針案をご覧ください。毎年この2月の運営協議会で次年度の運営方針についてご承認をいただいているところです。令和7年度においても、これまでと同様にこの運営方針に記載のとおり1番の財政安定化対策から6番の広報活動の推進についての6項目を重点的に進めていくこととしたいと考えます。</p> <p>まず、1番「財政安定化対策」です。適正な税率の設定、国県交付金の確保、基金等の活用などにより財政の安定運営に努めます。</p> <p>2番「保険税の収納対策」ですが、こちらは市民税務課で実施しております。</p> <p>④に記載のとおり、コンビニ収納や、ペイペイなどスマホを使ったキャッシュレス決済での納付などの取り組みにより、被保険者の利便性を図ります。</p> <p>また、⑤の令和7年度収納率数値目標につきまして、令和5年度の国保税収納率は現年度分が96.51%で20市中15位、滞納繰越分は32.63%で20市中4位となっております。令和7年度も、令和6年度と同様の目標値とし、目標の達成に向け、これらの収納対策を継続していきます。</p> <p>3番「適用の適正化対策」ですが、日本年金機構提供の年金情報により国保の手続きを行っていない方に対し資格喪失や加入の手続きを促すことに加え、医療保険者等向け中間サーバに登録された資格情報をもとに作</p>

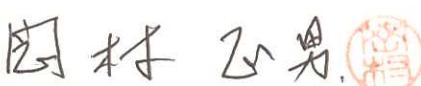
	<p>成される「被用者保険等と国民健康保険が重複している者のリスト」を活用し、国民健康保険の資格喪失届が未提出であると見込まれる者に対し異動手続きを促し、指定日までに提出又は連絡がない場合には、職権により資格喪失処理を行います。また、所得未申告者に対し申告勧奨し正確な所得の把握に努めます。</p> <p>4番「医療費適正化の推進」ですが、①から③については専門職員のレセプト点検等による医療費の適正化を図ること、④⑤で医療費通知やジェネリック医薬品の差額通知の送付などによる適正化の取り組みを推進します。</p> <p>5番「保健事業の推進」についてです。</p> <p>①は、昨年度、令和6年度からの6か年を計画期間とする第3期計画を策定したところです。こちらに基づき保健担当部署と連携して保健事業等を実施していきます。</p> <p>②は、人間ドックと脳ドックの助成事業の実施です。経過報告のところでも触れましたが、人間ドックは今年度から長岡中央病院、立川病院、日赤病院の3病院を加えて実施しているところです。1月末時点で、205件中50件がこの3病院における受診であったことから、来年度も引き続き、この3病院を含めて実施する予定です。脳ドックについては、見附市立病院をはじめ4か所の検診機関と委託契約を結び、1月末時点で26件の受診となっております。来年度も同様に契約を締結する予定です。</p> <p>次に6番「広報活動の推進」についてです。</p> <p>①、②として、広報みつけ、年2回発行している『国保健康だより』、見附市ホームページを活用する他、納税通知書等の発送時に、制度の説明や口座振替を推進するチラシを送付することで、制度の周知を図っていきたいと考えています。</p> <p>最後に、7番の「会議等の予定」ですが、表左側が運営協議会関係になります。</p> <p>令和7年度は、8月と2月に2回の開催を予定しております。</p> <p>以上で①令和7年度 見附市国民健康保険事業運営方針(案)の説明を終わります。ご審議をお願いします。</p>
岡村会長	ただいまの事務局の説明に対しご質問、ご意見のある方はお願いします。
岡村会長	他にご意見が無いようですので、審議事項の1番については原案のとおり承認し、答申することで、ご異議ございませんでしょうか。
岡村会長	ご異議が無いようですので、原案のとおり答申することといたします。
岡村会長	次に、「② 令和7年度 見附市国民健康保険事業特別会計予算案について」事務局の説明を求めます。

早川係長	<p>それでは、審議事項 2 番、「令和 7 年度 見附市国民健康保険事業特別会計予算案」について説明いたします。資料 5 をご覧ください。</p> <p>この予算案は、3 月市議会に提出いたしますが、それに先立ち、この運営協議会でご説明させていただくものです。なお、歳入歳出それぞれの項目についての説明は資料 5-2 に記載しておりますので、そちらもあわせてご覧ください。</p> <p>はじめに、歳入について説明します。表の太枠が令和 7 年度の予算額となっております。</p> <p>表の左側欄外、番号 1 番の国民健康保険税についてですが、被保険者数の減少を考慮し、前年度に比べ約 3,300 万円減の約 4 億 8,500 万円となっています。</p> <p>12 番県補助金のうち、13 番普通交付金は見附市が支払った保険給付費を県が全額交付するというものになります。歳出の 35 番から 40 番がこれに対応するものとなります。</p> <p>令和 6 年度の当初予算と比較すると 3 億 1,900 万円ほどの増、前年度比 114.9% となっておりますが、実際は、保険給付費の増加に伴い、12 月に予算の増額補正を行っており、補正後の予算と比較すると 3,970 万円の減、前年度比 98.4% となります。このことにつきましては歳出のところで改めてご説明いたします。</p> <p>14 番保険者努力支援交付金は、医療費適正化に向けた取組等に対し、その達成状況に応じて交付金を交付するインセンティブの制度です。</p> <p>令和 5 年度は、20 市中 2 位、令和 6 年度は暫定で 1 位と、現在、県内でも上位の得点をとれていますが、引き続き得点を取っていくように取組んでいきたいと考えております。</p> <p>19 番財産収入は、財政調整基金の利子になります。金利引き上げにより増額となりました。</p> <p>25 番財政安定化支援事業繰入は、保険税の収入減により、国保財政の運営が困難とならないよう、法に基づき一般会計から繰り入れを行うものです。</p> <p>次に歳出について説明します。右側をご覧ください。</p> <p>32 番総務費は職員給与を含む事務費になります。</p> <p>33 番から 42 番は保険給付費です。令和 6 年度の当初予算と比較すると 3 億 1,600 万円ほどの増、前年度比 114.7% となっておりますが、こちらも、歳入 12 番の普通交付金のところでも触れましたが、35 番療養給付費、36 番療養費、37 番高額療養費が当初の見込み以上に増加し、予算額を上回る見込みとなったため、12 月に予算の増額補正を行っており、補正後の予算と比較すると 4,320 万円の減、前年度比 98.3% となります。</p> <p>43 番の国保事業納付金は先ほど国保税率検討のところで触れましたが、県が提示した納付金の額が減少しており、前年度に比べ約 2,800 万円の減</p>
------	--

	<p>となっています。</p> <p>48 番基金積立金は、歳入の 19 で入った財政調整基金の利子を基金に積み増しするものです。</p> <p>他、記載のとおりです。</p> <p>以上、令和 7 年度国保特会の予算規模としましては、歳入歳出ともに 33 億 4,000 万円で、前年度当初予算と比べ 2 億 8,400 万円の増となっていきます。</p> <p>以上で「令和 7 年度 見附市国民健康保険事業特別会計予算」の説明を終わります。ご審議をお願いします。</p>
岡村会長	ただいまの事務局の説明に対しご質問、ご意見のある方はお願いします
岡村会長	他にご意見が無いようですので、審議事項の 2 番については原案のとおり承認し、答申することで、ご異議ございませんでしょうか。
岡村会長	ご異議が無いようですので、こちらも原案のとおり答申することといたします。
岡村会長	それでは「5 その他」として、事務局のほうで何かあればお願いします。
早川係長	<p>現委員の皆様の任期が 3 月 31 日で満了します。まだ任期中ではありますが、今の委員による会議はこれが最後となる見込みです。3 年間、大変ありがとうございました。</p> <p>現在、1 号委員については公募を行い、2、3、4 号委員については、関係機関に委員の推薦を依頼しているところです。また 4 月からも委員をお引き受けいただくことになりましたら、よろしくお願いいたします。</p> <p>今後とも見附市の国民健康保険について、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。</p>
岡村会長	<p>ありがとうございました。他に委員の皆様から何かございませんか。</p> <p>他には無いようでございますので、本日の会議をこれで終了します。ご苦労さまでした。</p>

(終了：午後 2 時 15 分)

見附市国民健康保険運営協議会 会長

署名  

見附市国民健康保険運営協議会 会議録署名委員

署名 